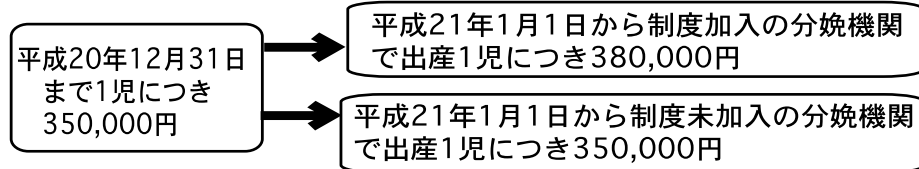


1月1日から国保と長寿医療制度が変わります

出生育児一時金が変わります

産科医療保障制度の創設により、被保険者が出産したときに受けられる出生育児一時金の支給額が、現行の35万円から産科医療保障制度に加入している分娩機関で出産した場合に、3万円が加算され38万円が支給されます。未加入の分娩機関で出産した場合は現行の35万円となります。



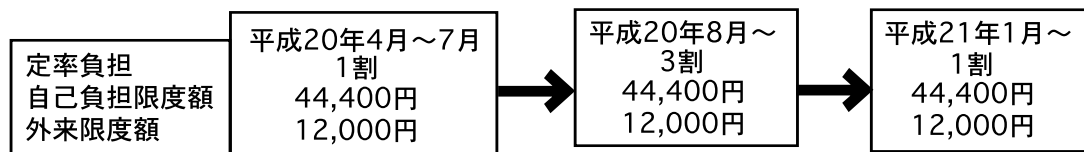
※平成21年1月から始まる産科医療保障制度は通常の妊娠、分娩にもかかわらず、脳性麻痺になった小児に対して補償金3,000万円を支払う制度で、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として創設され、分娩に係る産科医療により障害等が生じた患者に対して救済し、紛争の早期解決を図るとともに、事故分析を通して産科医療の質の向上を図ります。

70歳以上の新たな現役並所得者となる方への対応

長寿医療制度の創設に伴い、世帯構成や収入が変わらず、夫婦どちらかが同制度に移行したことにより、収入判定単位が複数世帯から単身世帯に変わり、現役並みとなる前期高齢者について、平成21年1月から恒久措置として自己負担割合を一割、限度額も一般とします。

【対象者】課税所得145万円以上かつ年収383万円以上であり、同一世帯に他の国保被保険者がいない者であって、かつその者及び同一世帯の長寿医療制度の被保険者の年収の合計が、520万円未満のもの。

【具体例】自己負担限度額の区分が一般の場合

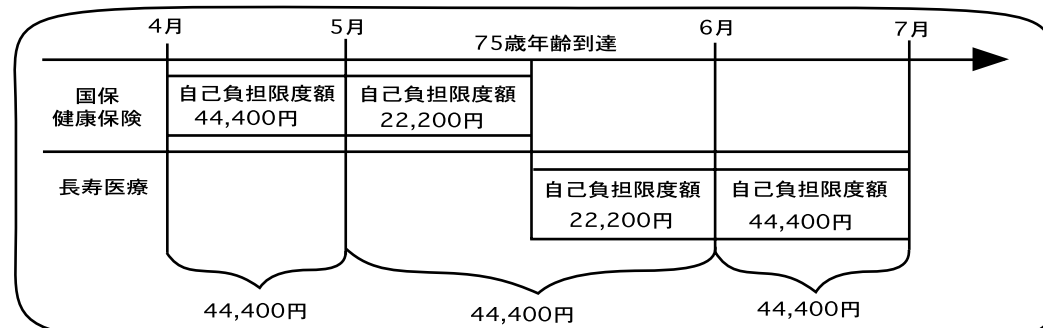


※長寿医療制度についても、同様の改正がされます

75歳到達月における自己負担限度額が変わります

75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度（国保・被用者保険）誕生日後の長寿医療制度における自己負担限度額が本来の2分の1となります。これにより月の途中で75歳になることにより、一部負担金等の額が増額となることを解消し、4月に遡及して適用されます。

【具体例】自己負担限度額の区分が一般の場合



※長寿医療制度・被用者保険についても、同様の改正がされます

国民健康保険税・長寿医療制度の保険料のお支払いについて - 来年度から、「年金からのお支払い」と「口座振替」の選択性となります -

国民健康保険税・長寿医療制度の保険料につきまして、口座振替でのお支払いをご希望される方は、下記の窓口へお手続きください。

1月30日までにお手続きいただくと、平成21年4月分の年金からのお支払いが中止され、6月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。

ただし、これまでの国保税の納付実績等により、納付が確定であると市町村に認める方となります。

手続きには、印鑑を持参願います。なお役場窓口での手続きとは別に、金融機関でも口座振替依頼が必要です。

その際は通帳のお届け印も持参してください。

申請または問い合わせ先

・国民健康保険税...税務担当 ☎76-2151 内線220・221

・長寿医療制度の保険料...後期高齢者医療担当 ☎76-2151 内線229

保険料は税金の控除の対象になります

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

保険料を「年金差し引き」または「本人の口座から納めている場合」は、本人の控除の対象となります。

また、「本人以外の口座から納めている場合」は、口座振替によって支払った方の控除の対象となります。

無年金回避のため免除申請を！

国民年金保険料の免除制度をご存知ですか。失業や倒産、災害などで経済的に苦しく保険料を納めることができない場合、保険料納付が免除される制度です。本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定額以下の人が対象で、免除区分としては「全額、4分の3、半額、4分の1」の4つがあります。

免除の承認を受けると、その期間内は保険料を納めなくてもよくなりますが、将来年金額を計算するときには資格期間と見られ、全額免除の人でも全額納付した場合の3分の1の年金を受けることができます。また保険料納付の一定条件が満たされていれば、万が一の場合には障害基礎年金も受けられます。厚生年金や共済年金を喪失した場合は、だれもが

国民年金に加入しなければなりません。加入手続きをせず保険料を納めないとその期間は無年金期間となり、老後の生活に大きく影響します。無年金を回避するためにも、経済的に苦しい場合は免除申請することをお勧めします。

申請は、北見社会保険事務所または役場戸籍年金窓口で、次の書類を持ってお越しください。

雇用保険の離職票または雇用保険受給資格者証印鑑（本人署名の場合は不要）

他町村からの転入者は、前町村の所得証明書

なお、失業による免除申請は、申請した日が属する年度またはその前年度に失業した人が対象です。

2月15日は津別町議会議員一般選挙の投票日

立候補予定者説明会
日時 1月14日（水）午後2時から
場所 林業研修会館（2階集会室）
・参加者は一候補につき3名以内とします。

告示日（立候補届出受付日）
2月10日（火）
・午前8時30分から午後5時まで、選挙管理委員会事務局において受付します。

不在者投票・期日前投票
2月11日（水）から2月14日（土）まで
・上記期間において、午前8時30分から午後8時まで、選挙管理委員会事務局において投票ができます。

投票日 2月15日（日）
・午前7時から午後6時まで（2時間繰り上げ）
入場券に記載の投票所において投票ができます。

開票日時
2月15日（日）午後7時30分から
開票場所
中央公民館で開票作業を行います。

問い合わせ先 津別町選挙管理委員会事務局（議会議事堂1階町民懇談室）
☎76-2151（内線286・333）
☎76-2155（夜間直通）